

平成 31 年 第 4 回 名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

平成 31 年 4 月 23 日（火）

2 会議の場所

市役所 6 階西側会議室

3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 佐藤 俊隆

教育委員 相原 芳市

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者

なし

5 説明のために出席した者

菊池教育部長、大友理事兼学校教育課長事務取扱、大友次長兼庶務課長、

佐々木生涯学習課長補佐兼社会教育主事

渡辺文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長

齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐、佐々木庶務課主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 名取市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について

(2) 名取市復興ありがとうホストタウン推進室設置規程の制定について

(3) 名取市教育委員会行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する
訓令の制定について

(4) 名取市復興ありがとうホストタウン推進本部設置要綱の制定について

(5) いじめ防止基本方針の改訂について

日程第 5 議 事

議案第 13 号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校 学校評議員の人事について

7 開会時刻

午後 2 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより、平成 31 年第 4 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、追加議案について報告します。

本日配付しておりますお手元の「議事日程」をご覧ください。下線部のところになりますけれども、本日の会議日程につきまして、「名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項」の規定に基づき、「議案第 13 号 名取市立小学校、中学校及び義務教育学校 学校評議員の人事について」の案件 1 か件を追加し、これを「日程第 5 議事」とし、「日程第 4 専決事務報告」の次に追加したいと思っております。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

日程第 1、「前回会議録の承認」についてですが、前回 3 月 15 日開催の第 3 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等はありませんでしょうか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第 2、「会議録署名委員の指名」に、相原委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

次に、日程第 3、「教育長報告（1）一般事務報告」、行事報告について、教育部長から、説明をお願いいたします。

菊池教育部長

それでは、私のほうからは、新規の事業や計画策定に関する行事について、2.3 報告させていただきます。資料は 2 ページ、3 ページになります。まず、地域学校協働活動事業関係です

が、16番と39番となっております。次に生涯学習推進本部こちらは第四次の生涯学習振興基本計画に係る会議ですが、24番の4月8日(月)に行われております。次に41番、4月23日(火)本日午前ですが、復興ありがとうホストタウン推進本部会議が開催されております。私からは以上です。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

庶務課をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

大友理事兼学校教育課長

はじめに、委員の方々には、先月の小・中・義務教育学校の卒業式、今月の入学式へのご出席、大変ありがとうございました。各学校、予定通り新年度の教育活動を開始することができております。

学校教育課からは、3点お話しいたします。

1点目は、児童生徒数と学級数です。今年度4月1日現在の小学生は、5,086人で、前年5月1日の基準日と比べると63人の増です。学級数は、通常学級が、166学級で前年比2学級増、特別支援学級は、29学級で前年から2学級減です。

新設が、増田西小学校の「病弱学級」、ゆりが丘小学校の「知的障害学級」、「難聴学級」になります。

廃止は、増田小学校の「病弱学級」、愛島小学校の「肢体不自由学級」、館腰小学校の「病弱学級」、不二が丘小学校の「肢体不自由学級」、増田西小学校の「弱視学級」になります。

中学生は、2,363人で、前年と比べると56人の増です。学級数は、通常学級が68学級で前年と同数。特別支援学級は、12学級で前年から3学級増です。

新設は、増田中学校の「知的障害学級」、「病弱学級」、閑上小中学校後期の「知的障害学級」になります。

4月1日現在の、児童生徒数の合計は、7,449人です。

2点目は、2ページ、19番 訪問指導員についてです。今年度も中学校に1人ずつ、計5人を配置し、家庭を訪問しての指導や別室登校への支援を行います。

ケース会議への参加等で学校との連携を密にしたり、別室での段階を踏んだ指導を行ったりすることで、教室に復帰できた生徒が昨年度もあり、学校の取組とともに訪問指導の成果が表れていると感じております。

今年度から名取市で設置する「子どもの心のケアハウス」との関連も図りながら、生徒の

自立へ向けての活動を充実していきます。

3点目は、2ページ、21番 特別支援教育支援員についてです。今年度は、小学校30人、中学校8人、義務教育学校2人、計40人を配置しました。昨年度から4人増員しての配置となりました。なお一層の、特別支援教育の充実を図っていきます。

学校教育課からは、以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

佐々木生涯学習課長補佐兼社会教育主事

生涯学習課からは、2点ご報告申し上げます。2ページ16番です。

今年度の新規事業となる、地域学校協働活動事業に係る地域コーディネーターの委嘱状の交付を行いました。今後、研修会・総会などを順次行い、モデル地区6地域で協働活動事業を進める予定です。

もう一点は、行事報告に記載しておりませんが、昨年12月19日に開館した、名取市図書館の来館者数が4月4日に、10万人到達したことによるセレモニーを開催いたしました。

生涯学習課からは、以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課をお願いします。

渡辺文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長

文化・スポーツ課からは1点ご説明いたします。

3ページ37番になりますが、4月20日(土)名取市スポーツ推進委員連絡協議会の総会が市民体育館にて開催しております。推進員の任期が2年ということでございまして、今年度が改選の時期となっておりますので、改めて29名の委員に対しまして教育長より委嘱状を交付したということでございます。内訳としましては、公民館の推薦枠で22名、教育委員会枠で7名の、計29名ということになっております。スポーツ推進委員は主に、当該市町村における推進事業の実施やスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導および助言を行っていただいております。

文化・スポーツ課からは、以上です。

瀧澤教育長

それでは、只今報告のあった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、(2)行事予定について教育部長から、説明をお願いします。

菊池教育部長

それでは、資料は4ページから5ページになります。私からは2点ほどございます。

13番、5月18日(土)に閑上公民館完成記念祝賀会が行われます、同時に体育館のほうもお披露目になります。また、21番5月26日(日)の閑上地区まちびらきにおいて、復興ありがとうホストタウン事業としてカナダPRコーナーが行われます。

私からは以上です。あとは、各課から報告をさせていただきます。

次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後の協議の際にお願いします。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

2点お話いたします。4ページをご覧ください。

1点目、行事の追加をお願いします。5月16日(木)と5月20日(月)の2日間、仙台教育事務所長等の学校訪問があります。市内15校と学校給食センターを訪問します。次年度へ向けての教職員の人事構想等についての話し合いを行います。

2点目は、16番、22番の「指導主事訪問」についてです。閑上小中学校を皮切りに、指導主事学校訪問が始まります。すべての小・中・義務教育学校で計15回の訪問が予定されています。今年度は、B訪問・協働の授業づくりに加えて、校内研究と関わらせた全体研修として、先生方が授業を行う訪問形態に4校が取り組みます。教科指導力の向上に向けた取り組みの充実を図っていきます。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

佐々木生涯学習課長補佐兼社会教育主事

4点説明申し上げます。

1 点目は4ページ6番です。4月28日の「としょかんこどもまつり」です。4月23日から5月12日までの子ども読書週間に合わせ、おはなし会などいろいろなイベントを開催する予定にしております。

2 点目は12番です。5月18日（土）に「ゆりが丘地区民体育大会」が開催されます。雨天時は、翌日19日（日）に延期となります。

3 点目は13番です。同じ日の5月18日（土）になりますが、閑上公民館完成記念祝賀会を11時00分から開催いたします。

4 点目は20番です。5月25日（土）に「相互台地区民体育大会」が開催されます。雨天時は、翌日26日（日）に延期となります。

生涯学習課からは、以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長復興ありがとうホストタウン推進室長

1 点、ございます。21番、先ほど部長からも説明があったように、閑上地区まちびらきの際にPRコーナーを設置いたします。

午前中の推進本部会議において組織が立ち上がったのですが、その中でもお話をさせていただきましたが、事業の第一弾として、まず5月26日（日）を皮切りに進めていきたいと考えております。

内容につきましては、震災の際、多大な支援をいただいた、カナダに対しまして、東京2020のオリパラ競技大会の機会を通じ、復興をした姿を見てもらう、という感謝の思いから、カナダとのこれまでの交流状況や、震災時に受けた、旧図書館や朝市施設の支援や、カナダを紹介するパネル等を展示いたします。

ぜひ、お気軽に立ち寄っていただければと考えております。以上です。

瀧澤教育長

はい、ありがとうございます。ただいま説明のあった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4「専決事務報告」に入ります。

はじめに、専決事務報告（1）「名取市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について」、教育部長より、説明をお願いします。

菊池教育部長

それでは、専決事務報告(1)「名取市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について」説明します。資料は6ページ・7ページになります。併せて別冊の「専決事務報告(1)資料」をご覧ください。

私からは、要綱の制定に至った経緯について説明いたします。

平成18年12月に改正された教育基本法で、政府に教育振興基本計画の策定を義務づけるとともに、地方公共団体においては、地域の実情に応じた教育振興基本計画策定の努力規定が明記されました

これまで、本市におきましては、平成27年度策定の「教育等の振興に関する施策の大綱」において、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めてまいりましたが、今般、改正教育基本法第17条第2項の規定に基づき「名取市教育振興基本計画」の策定に取り組むこととしたところであります。

なお、教育振興基本計画の策定にあたっては、8名以内の委員からなる委員会を設置し、進めることとしたことから、本要綱を制定することとし、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月29日付けで専決処分し、4月1日から施行しましたので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

要綱の詳細につきましては、担当課より説明をいたさせます。

瀧澤教育長

それでは庶務課、お願いいたします。

大友教育部次長兼庶務課長

それでは、庶務課から、「名取市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について」の補足説明を申し上げます

それでは、要綱の内容について説明申し上げます。

第1条では、教育振興基本計画策定にあたり、総合的かつ効果的に検討するため、策定委員会を設置することを謳っております。

第2条では、策定委員会の所掌事務として、基本計画の策定や、その他基本計画の策定に必要な事項に関することの2項目を掲げております。

第3条では、策定委員会の組織として、学識経験者、関係機関及び各種団体から推薦された者、その他教育長が必要と認める者の方々に委嘱又は任命することとしております。

なお、策定委員会の委員は8人以内で組織することとしております。

第4条では委員の任期について、第5条と第6条では、正副委員長についてと、会議の招集、第7条では、必要があると認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見・説明等を求めることができることを定めております。

最後に、第8条では、教育委員会庶務課において委員会の庶務を行うこと、また、第9条では委任事項について定めております。

専決事務報告(1)の「名取市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について」の補足

説明は、以上でございます。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

相原委員

この、基本計画、委員会を作ったの最初の基本計画はいつ頃までにか、何か決めてあるのですか。

大友教育部次長兼庶務課長

基本計画につきましては、2ヶ年でということ現在考えております。委員会については今年度で3回、来年度で2回程、開催しまして、遅くとも9月までは策定を終わるという予定しておりますけれども、なお、これにつきましては、市の第六次長期総合計画ともかかわってきますので、その策定の動向を見据えながら、進めてまいりたいと考えております。

相原委員

はい、わかりました。

瀧澤教育長

その他、よろしいでしょうか。

全委員

その他、質疑なし。

瀧澤教育長

それでは、専決事務報告(1)については、報告どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

それでは、異議なしと認め、専決事務報告(1)「名取市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について」は、報告どおり承認いたします。

次に、専決事務報告(2)「名取市復興ありがとうホストタウン推進室設置規程の制定について」、教育部長より、説明をお願いします。

菊池教育部長

それでは、専決事務報告(2)「名取市復興ありがとうホストタウン推進室設置規程の制定について」説明します。資料は8ページ・9ページになります。

「復興ありがとうホストタウン推進室」につきましては、2月の教育委員会定例会におきまして、教育長報告の際に「組織機構の見直しについて」説明させていただいたところですが、本件は、その推進室設置の根拠規程となります。

4月1日から推進室は、「室長1名(文化スポーツ課長兼務)、総括リーダー1名(補佐職)、ホストタウン推進係長1名、他主事1名」の計4人体制で、5階フロアに事務室を構え、スタートをきりました。

説明は以上であります。この規程は「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月29日付けで専決処分し、4月1日から施行したので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

規程の詳細につきましては、担当課より説明をいたさせます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いいたします。

大友教育部次長兼庶務課長

それでは、庶務課から、「名取市復興ありがとうホストタウン推進室設置規程の制定について」の補足説明を申し上げます

それでは、規程の内容について説明申し上げます。

第1条では、規程の趣旨として、規程の趣旨として、復興ありがとうホストタウン事業を推進することについて、必要な事項を定めることを謳っております。

第2条では、第1条の「復興ありがとうホストタウン事業」の取組みを行うために、推進室と、推進室に推進係を設置することを謳っています。

第3条では、推進室の所掌事務として、ホストタウン事業の総合的な企画、連絡調整及び推進、推進室の庶務、その他ホストタウン事業に関することの3項目を掲げております。

第4条では、推進室として、室長、総括リーダー、係長、その他必要な職員置くこと及び、その職務を謳っております。

第5条では、委任事項について定めております。

専決事務報告(2)の「名取市復興ありがとうホストタウン推進室設置規程の制定について」についての補足説明は、以上でございます。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いいたします。

佐藤委員

期間はどのくらいまで続けることになるのでしょうか。

菊池教育部長

今回、「室」ということで、恒常的に動くということであれば「課」ということになります。ありがとうホストタウン、これはオリンピックが終わりましたら、この時に、このホストタウン事業の完了となりますので、その時点で、室のほうは基本的にはプロジェクトが終了することとなりますので、こちらのほうはなくなる予定である、という考え方でございます。

瀧澤教育長

今年度、次年度、オリンピック・パラリンピックが終了した後も交流が若干ありますので、来年度いっぱいというところですね。その他ご質疑等あればお願いいたします。

全委員

その他、質疑なし。

瀧澤教育長

よろしいでしょうか、なければ、専決事務報告（2）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

それでは、異議なしと認め、専決事務報告（2）「名取市復興ありがとうホストタウン推進室設置規程の制定について」は、報告どおり承認といたします。

次に、専決事務報告（3）「名取市教育委員会行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」、教育部長より、説明をお願いします。

菊池教育部長

それでは、専決事務報告（3）「名取市教育委員会行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」説明をします。資料は10ページになります。併せて別冊の「専決事務報告（3）資料」をご覧ください。

本訓令は、先の専決事務報告（2）で報告しました「名取市復興ありがとうホストタウン推進室設置規程の制定」によりまして関連する規程2件について一部改正の必要が生じたことから関連した条項について改正を行ったものであり、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、3月29日付けで専決処分し、4月1日から施行したので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

訓令の詳細につきましては、担当課より説明をいたさせます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

それでは庶務課から、「名取市教育委員会行政機構見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」の補足のご説明を申し上げます。

では、お手元の別冊になっております「専決事務報告(3)資料」をご覧ください。この訓令により改正を行おうとする規定の新旧対照表でございますが、この新旧対照表によりご説明いたします。

ご覧いただいている表の上段は、第1条関係で、教育委員会文書取扱規程第3条の規定に基づきまして、別表により教育部内の各課長及び教育機関等の公用文書の記号及び番号を定めているものであります。

下段は、第2条関係で、一つ目は教育委員会事務決裁規程第2条で、教育部の部長及び教育部内の各課長の専決、いわゆる決裁できることを定めているものであります。

二つ目は、第5条で、教育部の各課の課長が不在の時の代決を定めているものであります。それでは、改正案の中身について、ご説明いたします。

まず、第1条では 教育委員会文書取扱規程第3条の別表(2)往復文(いわゆる照会や回答等の文書ですが)の部分で、今回新たに「復興ありがとうホストタウン推進室」が設置されたことから、4行目の「名教文ス 第 号 文化スポーツ課」と、5行目の「名増小 第 号 名取市立増田小学校」の間に、「名教ホ 第 号 復興ありがとうホストタウン推進室」を追加するものです。

次に、第2条では「教育委員会事務決裁規程」の部分で、「復興ありがとうホストタウン推進室」が設置されたことから、第2条第1項の部長及び課長の後に、(復興ありがとうホストタウン推進室長を含む。以下同じ)の文言を追加するものでございます。

専決事務報告(3)の「名取市教育委員会行政機構見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」についての補足説明は、以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(3)については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告（3）「名取市教育委員会行政組織機構の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について」は、報告どおり承認といたします。

次に、専決事務報告（4）「名取市復興ありがとうホストタウン推進本部設置要綱の制定について」、教育部長より、説明をお願いします。

菊池教育部長

それでは、専決事務報告（4）「名取市復興ありがとうホストタウン推進本部設置要綱の制定について」説明します。資料は11ページ・12ページになります。

本件は、2020年夏にカナダの関係者を相手に実施する復興ありがとうホストタウン事業について、市の組織全体で円滑に実施することを目的に、市長を本部長とする「名取市復興ありがとうホストタウン推進本部」の設置に関し、必要な事項を定めるため、制定したものであり、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則 第4条第1項」の規定に基づき、3月29日付けで専決処分し、4月1日から施行したので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

説明は以上ですが、詳細につきましては担当課より説明いたさせます。

瀧澤教育長

それでは、復興ありがとうホストタウン推進室長お願いいたします。

渡辺文化・スポーツ課長兼復興ありがとうホストタウン推進室長

それでは、11ページでございますが、推進本部の設置要綱についてですが、第1条から第7条までの条立てとなっております。

まず、第1条では、目的についてうたっております。この要綱は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、本市が東日本大震災発生直後から支援を受けた海外の国・地域に対し復興した姿を広く周知するとともに、人的・経済的・文化的な相互交流を円滑に実施することを目的とするものでございます。

第2条には設置についてですが、目的を達成するために、本部を置く、ということでございます。

第3条では所掌事務、(1)復興ありがとうホストタウン事業に関すること。(2)事業の推進に必要な事項に関すること。ということでございます。

第4条、組織等でございますが、推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。本部長は市長を、副本部長は両副市長及び教育長を、本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる、ということでございます。

12ページになります。第5条、会議につきましては、推進本部の会議は、本部長が招集し、

その議長となるということになっております。

第6条には庶務、推進本部の庶務につきましては、教育委員会教育部復興ありがとうホストタウン推進室において処理する。

第7条には委任のことをうたっております。以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(4)については、報告どおり承認したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告(4)「名取市復興ありがとうホストタウン推進本部設置要綱の制定について」は、報告どおり承認いたします。

次に、専決事務報告(5)「いじめ防止基本方針の改訂について」、教育部長より、説明をお願いします。

菊池教育部長

それでは、専決事務報告(5)「いじめ防止基本方針の改訂について」説明します。資料は13ページになります。併せて、先に配付しております別冊の「名取市いじめ防止基本方針(平成31年3月改訂)」と「主な改訂事項」をご覧ください。

本件は、3月の定例会におきまして「議案第10号」としてご審議いただいたところですが、内容の一部に修正する必要があったことから、その箇所を修正した上で「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則 第4条第1項」の規定に基づき、3月29日付けで専決処分し、4月1日から施行したので、「同条第2項」の規定により報告するものであります。

説明は以上ですが、詳細につきましては担当課より説明いたさせます。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課お願いいたします。

大友理事兼学校教育課長

修正につきましては、てにをは、助詞等を直したものの、それから文言について加除・修正を加えたものです。

お配りしている基本方針の5ページをご覧ください。(4)その他の主な施策のところの二つ目の○です。従前はここの「～相談を受け付けるための体制の整備・相談窓口の周知」とありましたが、ここをお配りしている資料のように「～相談を受け付けるための体制を整備し相談窓口を周知徹底する」と訂正しております。

それから、6ページ、真ん中中段です。インターネット関係です。「児童生徒がインターネットを通して行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するために学校裏サイト等を対象とした県警ネットパトロールの実施体制との連携や活用を図る」というところを「児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するためにSNS等を対象とした県警ネットパトロールの実施体制との連携や活用を図る」というように文章を整理しております。

同様に、それぞれの箇所、校正等をして、文章としてのながれがきちんとなるような形で修正をいたしましたものです。それにあわせて、修正部分との主な改定事項についてもあわせて訂正を行っているところです。以上です。

瀧澤教育長

内容的なところと、誤字脱字、表現、前回不十分だった点を修正させていただいたということですが、ご質疑等ありましたら、お願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

それでは、専決事務報告(5)については、報告どおり承認したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告(5)「いじめ防止基本方針の改訂について」、は、報告どおり承認いたします。

次に、日程第5「議事」に入ります。追加案件になります。議案第13号を追加提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

さて、議案第13号「名取市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員の人事について」、ですが、本件は人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第7条」の規定

に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

全委員

異議なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議については、別途作成)

以上で、秘密会議を終了いたします。

本日の議案は、以上であります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 2 時 40 分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和元年 5 月 30 日

署名委員 _____

署名委員 _____